

## 公益通報への対応に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、労働者等から行政機関に対してなされる公益通報への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「外部の労働者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。ただし、当該各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、当該各号に定める事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）（以下「役務提供先」という。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を県（知事の事務部局（以下「知事部局」という。）及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）に対して通報等（次項に規定する「通報等」をいう。）をする場合に限る。

- 一 労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前1年以内に自ら使用していた事業者（次号に定める事業者を除く。）
- 二 派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣（同条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受け、又は当該通報の日前1年以内に受けていた事業者
- 三 前2号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者
- 四 役員 次に掲げる事業者
  - イ 当該役員に職務を行わせる事業者
  - ロ イに掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う

場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

- 2 この要綱において「受付」とは、労働者等から県に対し、公益通報を意図してなされる通報、公益通報に関する相談、意見又は苦情等（以下「通報等」という。）を受けることをいう。
- 3 この要綱において「受理」とは、県に対してなされた通報等について、法第2条第1項に規定する公益通報として取り扱うことを決定することをいう。
- 4 この要綱において「担当課等」とは、法第2条第3項に規定する通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）に関する事務を所管する知事部局及び労働委員会事務局における課及び室並びに地方機関をいう。

#### （組織体制）

第3条 総務部長は、外部の労働者等からの通報等への対応に関する規程類の整備、教育研修の実施、公益通報に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

- 2 総務部長は、前項に規定する事務を総務部行政管理室長（以下「行政管理室長」という。）に行わせることができるものとする。
- 3 各部局の長は、事務に係る細則を規定することができる。
- 4 担当課等に、公益通報の受付及び相談のための窓口を置く。
- 5 前項の窓口公益事业通報処理担当者を置き、本庁各課（室）にあつては総括課（室）長補佐、地方機関にあつては総括次長（総括次長が置かれていない地方機関にあつては人事管理を担当する次席の職とし、人事管理を担当する次席の職が置かれていないときは当該地方機関の長とする。）の職にある者をもって充てる。
- 6 総務部行政管理室（以下「行政管理室」という。）に、県における公益通報に係る相談窓口を置く。

#### （公益通報の範囲）

第4条 この要綱において受理の対象とする公益通報は、外部の労働者等からの法第2条第1項に規定する公益通報であつて、同条第3項に規定する通報対象事実のうち知事若しくは地方機関の長又は労働委員会が処分又は勧告等の権限を有する通報対象事実に関するものとする。

(通報等の方法)

第5条 通報等は、原則として電子メール、書面又は面接により受け付けるものとする。

ただし、やむを得ない場合は電話により受け付けることができるものとする。

2 通報等は、原則として法第3条第2号イからニまでに規定する事項を具備するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法第3条第2号イに規定する公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所のうち全部又は一部が明らかでない通報等について、通報等を行った者（以下「通報者等」という。）が第2条第1項に規定する外部の労働者等であることが認められる場合は、当該事項を具備した通報等と同様の取扱いを行うものとする。

(受付手続)

第6条 担当課等の長は、通報等を受け付けたときは、公益通報として受理することの可否を判断の上、公益通報等受付票（別記様式1）に従い、通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、対応するために必要な事項を通報者等に確認するものとする。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 担当課等の長は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報等受付時説明書（別記2）に従って通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合、公益通報として受理しないことが明らかである場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- 一 通報等に係る秘密保持に関すること。
- 二 個人情報の保護に関すること。
- 三 通報等の受付後の手続の流れに関すること。

3 前2項において、電子メール、書面等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、担当課等の長は、通報等の到着を確認次第、通報等を受け付けた旨を通報者等に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。

4 担当課等の長は、公益通報等受付票の写しを当該担当課等を所管する部局長（以下「所管部局長」という。）に送付し、所管部局長は総務部長に送付するものとする。

5 担当課等の長は、受け付けた通報等について、県以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合においては、当該行政機関を通報者等に対して遅滞なく教示するものとする。

6 前項の場合において、通報者等からの通報等に、個人の生命、身体、財産その他の利

益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報等に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、前項に規定する行政機関に対し、当該内容についての情報を提供することができるものとする。

7 第2項の規定は、第3項の通知及び第5項の教示に準用する。

(受理の決定)

第7条 担当課等の長は、公益通報として受理することの可否について、所管部局長の了承を得た上で、別記様式3により、受理するときは受理する旨を、受理しないときは受理しない旨を通報者等に対し、遅滞なく通知しなければならない。

2 受理する旨を通知する際は、併せて、調査を行うために必要と見込まれる期間を通知するよう努めるものとする。

3 第1項の可否の検討に当たり、担当課等の長は、当該通報等が第5条に規定する事項を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性があるとして認められる場合その他県として対応が可能と認められる場合には、柔軟かつ適切に対応するものとする。

4 担当課等の長は、第1項の規定により通知した内容を所管部局長に報告し、所管部局長は総務部長に報告するものとする。

5 公益通報として受理しない通報等については、一般の相談、意見、苦情等の申し出として対応するものとする。この場合にあつては、個人情報の保護に関する法令等に従い、通報者等の保護に十分に留意するものとする。

6 第6条第2項の規定は、第1項の通知に準用する。

(受理後の教示)

第8条 公益通報を受理した後において、県以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、当該担当課等の長は、別記様式4により、当該行政機関を通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。この場合において、当該教示を行う担当課等の長は、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が無い範囲において、個人情報の保護に関する法令等に従い、自ら作成した当該公益通報に係る資料を通報者に提供できるものとする。

2 担当課等の長は、前項前段の場合において、当該公益通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性があるとして認められる内容が含まれている場合には、当該公益通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、前項に規定する行政機関に対し、当該内容についての情報を提供することがで

きるものとする。

3 第6条第2項の規定は、第1項の教示及び提供に準用する。

(調査の実施)

第9条 担当課等の長は、公益通報を受理したときは、調査方針について所管部局長の了承を得た上で決定し、調査するときは別記様式5により調査する旨を、調査しないときは別記様式6により調査しない旨を通報者に通知するとともに、必要な調査を実施するものとする。

2 担当課等の長は、前項の規定により通知した内容を所管部局長に報告し、所管部局長は当該内容及び了承した調査方針を総務部長に報告するものとする。

3 受理した公益通報が複数の担当課等が関係する場合は、該当する担当課等の長が協議の上、主として対応する担当課等を決定し、行政管理室長に報告するものとする。

4 担当課等の長は、調査を実施するに当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮し、速やかに、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

5 担当課等の長は所管部局長に、所管部局長は総務部長に調査の進捗状況を報告するものとする。所管部局長又は総務部長が報告を求めたときも、同様とする。

6 担当課等の長は、調査の進捗状況について別記様式7により通報者に通知するよう努めなければならない。

7 担当課等の長は、前項の通知をするに当たっては、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

8 担当課等の長は、第6項の規定による通知をしたときは通知の内容を所管部局長に報告し、所管部局長は総務部長に報告するものとする。

9 第6条第2項の規定は、第1項及び第6項の通知に準用する。

(調査結果に基づく措置)

第10条 調査が終了した際は、担当課等の長は、調査結果及び法令に基づく措置その他の適切な措置（以下「措置」という。）の方針を所管部局長に報告し、所管部局長は総務部長に報告するものとする。

2 担当課等の長は、調査結果及び措置の方針について所管部局長の了承を得た上で、通報対象事実があると認めるときは速やかに措置をとるものとする。

3 担当課等の長は、調査結果及び前項の措置をとった場合にはその内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、個人情報の保護に関する法令等に従い、通報者に対し、別記様式8又は別記

様式9により遅滞なく通知するものとする。

4 担当課等の長は、前項の規定による通知をしたときは通知の内容を所管部局長に報告し、所管部局長は総務部長に報告するものとする。

5 第6条第2項の規定は、第3項の通知に準用する。

(協力義務等)

第11条 担当課等の長は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が県の他にもある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

2 担当課等の長は、県以外の行政機関から公益通報にかかる調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第12条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与する職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（受付、教示、調査、措置、通知等をいう。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

二 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報等を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし、通報等への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。

三 通報者等の特定につながり得る情報を、第1号において規定する範囲を超えて開示する場合には、通報者等から電子メール、書面等により明示の同意を取得すること。

四 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

五 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報

者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解を得るよう説明をすること。

- 4 前3項に定めるもののほか、秘密保持及び個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法令等に従うものとする。

(利益相反の排除)

第13条 職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件及び利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

- 2 担当課等の長は、別記様式10により、通報への対応の各段階において、通報への対応に関与する者が前項に規定する関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等の保護)

第14条 知事は、第12条の規定に正当な理由なく違反した職員に対しては、懲戒処分その他の適切な措置をとるものとする。その職を退いた後も同様とする。

(意見又は苦情への対応)

第15条 行政管理室長は、県における通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の流出、通報等に関する調査及び措置の遅滞、不適切な調査の実施その他県の不適切な対応に関するものである場合には、行政管理室長は総務部長に報告するものとする。

- 3 総務部長は、前項の報告があったときは、所管部局長を経由して担当課等における対応状況を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を行政管理室長から通報者等に通知させるものとする。

(通報等の関連文書の管理)

第16条 通報等への対応に係る記録及び関係資料については、行政文書管理規則（平成11年宮城県規則第84号）及び文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）等に基づき適切な方法で管理しなければならない。

(通報等への適切な対応の推進)

第17条 総務部長は、県における通報等への適切な対応を推進するため、法及び規程類の内容等について、十分に周知するものとする。

- 2 行政管理室長は、この要綱の内容等について適当な方法により公表するものとする。

(知事の指示)

第18条 総務部長は、法及びこの要綱に基づき担当課等の長が行う公益通報に関する対応について所要の指示、助言等を行い、不適正な対応があると思料される場合は、知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合で、必要と認めるときは、担当課等の長が行う公益通報に関する対応に関し指示をするものとする。

(公表)

第19条 知事は、必要に応じ、公益通報制度の運用状況について公表することができるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の対応に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 公益通報処理に関する要綱（平成18年6月16日施行）は、廃止する。

公益通報等受付票

受付担当課所		受付者職・氏名	
受付日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
通報の方法	電子メール 書面 面接		
通報者氏名等	氏名又は名称	(法 3 条 2 号イ)	
	住所又は居所	(法 3 条 2 号イ)	
	電話番号		
	メールアドレス		
通報対象事業者	事業所名		
	所在地		
	電話番号		
	通報者の関係	在籍・在任中 退職・退任済 ( 年 月 日退職・退任) 「外部の労働者等」該当：要綱 2 条 1 項 1 号 2 号 3 号 4 号	
通報内容	法令違反等の内容(法令・条項も分かれば記載)	(法 3 条 2 号ロ)	
	知り得た日時	年 月 日	
	通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由	(法 3 条 2 号ハ)	
	通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由	(法 3 条 2 号ニ)	
	証拠資料の有無		
	特記事項		
留意事項			
通報等受付時説明	希望する(説明済み含む) 希望しない 説明できない		
匿名での通報等の場合、県から通報者等に対する各種通知等の提供についての確認	<input type="checkbox"/> 通知等を望まない <input type="checkbox"/> 通知等を望む (希望の通知方法や通知先 )		
受理の可否	受理 不受理	不受理 の場合 の理由	

(備考)

- 1 本様式のうち、「氏名又は名称」、「住所又は居所」、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由」及び「通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由」は要綱第5条第2項に規定する事項であり、公益通報として受理するに当たり、原則として具備する必要があるものであること。ただし、法第3条第2号の「通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合」及び法第6条第2号の適用に当たっては、法第3条第2号イからニまでの事項の具備は要件とされていないことから、当該事項の一部が具備されていない場合であっても、要綱第7条第3項を踏まえ、県として対応が可能な事項が具備されている場合は受理する取扱いとすること。特に法第3条第2号イに規定する公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所のうち全部又は一部が明らかでない通報等（いわゆる匿名の通報等）については、可能な限り実名による通報等と同様の取扱いとすること。
- 2 「通報者の関係」については、要綱第2条第1項各号に規定する「外部の労働者等」に該当するか否かについて確認すること。該当しない場合、要綱第7条第5項に規定する一般の相談、意見、苦情等の申し出として対応すること。ただし、対応に当たっては、要綱に基づく公益通報に準じ処理して差し支えない。
- 3 「法令違反等の内容（法令・条項も分かれば記載）」については、要綱第4条に規定する公益通報の範囲に該当する通報に該当するか否かについて、公益通報者が見聞きした通報対象事実の内容を、抽象的ではなく、具体的に確認すること。該当しない場合、要綱第7条第5項に規定する一般の相談、意見、苦情等の申し出として対応すること。ただし、対応に当たっては、要綱に基づく公益通報に準じ処理して差し支えない。
- 4 「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由」については、通報者等が通報対象事実の発生等を思料する理由を確認すること。
- 5 「通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由」については、通報者等が通報対象事実について通報先の行政機関により行政処分や行政指導等の措置がとられるべき理由を確認すること。

## 別記 2（第 6 条関係）

### 通報等受付時説明書

- 1 通報等に関する秘密は保持されます。（第 6 条第 2 項第 1 号）
- 2 個人情報保護は保護されます。（第 6 条第 2 項第 2 号）
- 3 通報等の受付後の大まかな手続は以下のとおりです。（第 6 条第 2 項第 3 号）
  - (1) 受け付けた通報等について、県以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合においては、当該行政機関をあなたに遅滞なく教示します。（第 6 条第 5 項）
  - (2) 公益通報として受理することの可否について、所管部局長の了承を得た上で、受理するときは受理する旨を、受理しないときは受理しない旨を遅滞なくあなたに通知します。（第 7 条第 1 項）
  - (3) 公益通報として受理しない通報等については、一般の相談、意見、苦情等の申し出として対応します。この場合にあっては、個人情報の保護に関する法令等に従い、通報者等の保護に十分に留意します。（第 7 条第 5 項）
  - (4) 公益通報を受理した後において、県以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合は、県は、当該行政機関をあなたに対して遅滞なく教示します。この場合において、県は、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が無い範囲において、個人情報の保護に関する法令等に従い、自ら作成した当該公益通報に係る資料を通報者に提供できるものとします。（第 8 条第 1 項）
  - (5) 県は、(4)前段の場合において、当該公益通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、当該公益通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、前項に規定する行政機関に対し、当該内容についての情報を提供することができるものとします。（第 8 条第 2 項）
  - (6) 県は、公益通報を受理したときは、調査方針について所管部局長の了承を得た上で決定し、調査するときは調査する旨を、調査しないときは調査しない旨をあなたに通知するとともに、必要な調査を実施するものとします。（第 9 条第 1 項）
  - (7) 県は、調査結果及び措置の方針について所管部局長の了承を得た上で、通報対象事実があると認めるときは速やかに措置をとるものとします。（第 10 条第 2 項）
  - (8) 県は、調査結果及び前項の措置をとった場合にはその内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、個人情報の保護に関する法令等に従い、あなたに対し、遅滞なく通知します。（第 10 条第 3 項）
- 4 通報等への対応に関与する職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（受付、教示、調査、措置、通知等をいう。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守します。（第 12 条第 3 項第 1 号から第 4 号まで）
  - (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

- (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名，所属等の個人情報のほか，調査が通報等を端緒としたものであること，通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については，調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと。ただし，通報等への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を，(3)に規定する同意を取得して開示する場合を除く。
- (3) 通報者等の特定につながり得る情報を，(1)において規定する範囲を超えて開示する場合には，通報者等から電子メール，書面等により明示の同意を取得すること。
- (4) (3)に規定する同意を取得する際には，開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について，通報者等に対して明確に説明すること。

5 通報者等があなたであることを特定されることを防ぐため，あなたも通報等の内容を不用意に口外しないようにお願いします。(第12条第3項第5号)

通 報 者 あて

所 属 長

公益通報に係る受理について（通知）

年 月 日に通報がありましたことについては、下記のとおり取り扱うことになりましたので、お知らせします。

記

《受理する場合》

あなたからの通報を受理します。

現在、調査の実施については検討中です。検討の結果については、改めてお知らせします。

《受理しない場合：権限のある行政機関が県以外の場合》

あなたからの通報は、県では処分又は勧告の権限を有しないことから、受理しません。

なお、処分又は勧告の権限を有する行政機関は次のとおりです。

〇〇〇〇・・・・

《受理しない場合：その他の理由》

あなたからの通報は、次の理由により受理しません。

(理由) 〇〇〇〇・・・・

通 報 者 あて

所 属 長

公益通報に係る調査結果について（通知）

年 月 日に通報がありましたこのことについて、年 月 日付けで受理し、調査をしたところ、法令等に基づく処分又は勧告等を行う権限が宮城県知事にはないことが判明しましたので、お知らせします。

《通報者に教示のみ行う場合》

なお、下記の行政機関が処分又は勧告等を行う権限を有しておりますので、下記の行政機関に改めて通報を行ってください。

《個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす場合》

なお、本件通報は個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれていることから、本件通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、本県から下記の行政機関に対し、当該内容についての情報を提供しますので、併せてお知らせします。

記

- 1 処分又は勧告を行う権限を有する行政機関

《提供する資料がある場合》

- 2 提供資料

《個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす場合》

- 3 個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容

通 報 者 あて

所 属 長

公益通報に係る調査について（通知）

年 月 日に通報がありましたことについては、下記のとおり調査を開始することになりましたので、お知らせします。

つきましては、今後調査に御協力くださるようお願いいたします。

なお、あなたが通報したことは秘密として保護されております。

記

- 1 調査開始日
- 2 調査方法

※ この通知は、適切な法執行の確保並びに利害関係人の秘密，信用，名誉及びプライバシー等に配慮して作成しております。

別記様式6（第9条関係）

記 号 番 号  
年 月 日

通 報 者 あて

所 属 長

公益通報に係る調査について（通知）

年 月 日に通報がありましたことについては、下記の理由により調査を行わないこととしましたので、お知らせします。

記

調査を行わない理由

通 報 者 あて

所 属 長

公益通報に係る調査について（通知）

年 月 日に通報がありましたことについては、現在調査を行っております。  
現在の進捗状況をお知らせします。

記

1 概要

※ この通知は、適切な法執行の確保並びに利害関係人の秘密，信用，名誉及びプライバシー等に配慮して作成しております。

別記様式8（第10条関係）

記 号 番 号  
年 月 日

通 報 者 あて

所 属 長

公益通報に係る調査について（通知）

年 月 日に通報がありましたことについて調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

※ この通知は、適切な法執行の確保並びに利害関係人の秘密，信用，名誉及びプライバシー等に配慮して作成しております。

別記様式9（第10条関係）

記 号 番 号  
年 月 日

通 報 者 あて

所 属 長

公益通報に係る調査について（通知）

年 月 日に通報がありましたことについて調査を実施し、その結果を受け、下記のとおり措置しましたのでお知らせします。

記

※ この通知は、適切な法執行の確保並びに利害関係人の秘密，信用，名誉及びプライバシー等に配慮して作成しております。

別記様式10（第13条関係）

対応職員利益相反確認票

担当課等名	
通報等の事案名	

対応職員		対応の段階					備考	確認日	確認者
所属	職氏名	受付	教示	調査	措置	通知			

※ 当事者及び利益相反関係に該当しない対応職員の「対応の段階」欄に「○」を記入すること。  
 該当する場合は「×」を記入し、備考欄に具体的に記載すること。